

学位論文題名

中世後期ニュルンベルクにおける犯罪・刑罰・支配

学位論文内容の要旨

本論文は、中世後期ドイツの都市を対象に、都市当局である都市参事会が犯罪をどのように解決したかということに焦点を当て、都市参事会の都市支配および都市参事会と都市住民の関係を考察したものである。従来の中世・近世都市史研究においては、中世後期から近世における顕著な政治的現象として、都市参事会が住民を支配する統治機関(当局・「お上」)の性格を強め、都市住民はそれに従う臣民となったことが強調されてきている。しかしながら近年の歴史犯罪研究において、このような都市参事会の統治像を疑問視し、それを修正する見解が示されつつある。本論文はこのような研究成果を積極的に取り入れて、新たな中世・近世都市像を描くことを試みた意欲作である。

第1章においてはまず近年の歴史犯罪研究の動向を紹介するために、シュヴェルホフとディンゲスの研究が概観される。シュヴェルホフによれば、都市参事会は、住民間に暴力事件が起きた場合、加害者を都市社会から排除・抹殺することではなく、加害者と被害者との間に和解を成立させることによって解決を図ったとされる。このような都市参事会の姿勢は、コンセンサスを重視するものであり、都市参事会と住民との関係を命令・服従関係ととらえる従来の統治像(「お上」的統治像)に適合しない。一方、ディンゲスは、住民が裁判以外の非制度的な解決方法により、事件の解決を図り、必要に応じて裁判機関を利用する(「裁判利用」という現象に注目し、都市参事会によって行われた裁判についての従来の理解に疑問を投げかけた。このような研究成果とともに、都市史研究には限定されないが、近年用いられ始めた「闘争文化」という概念も積極的に利用される。これは暴力(言葉による暴力も含む)を不可欠な構成要素とする社会秩序のあり方を示しているが、この概念を都市史研究に導入するならば、近年の歴史犯罪研究は、刑事裁判権を担う都市参事会と「闘争文化」の中にある住民たちとの相互関係を問うことの必要性を強調していると言える。本章第1節の最後において、本論文の考察の対象として帝国都市ニュルンベルクを選択した理由が示されるとともに、特に、ニュルンベルクの都市参事会と住民の相互関係を具体的に考察することの重要性が指摘される。第2節においては、以下の考察の前提として、ニュルンベルクの裁判制度の概要が示される。

第2章では、暴力の諸形態と暴力が発生した要因が分析される。まず暴力の諸形態に関して、自己の名誉が傷つけられた場合、自らの暴力でそれに対処するという対抗暴力という形態が明らかにされる。暴力の要因は、当事者間の名誉をめぐる葛藤であり、名誉を回復する最も重要な手段が暴力であった。このような名誉意識の侵害が契機となって生じた暴力の背景には、それ以前から続く競合や対立が存在していた。都市住民の名誉意識は、借金や家賃の圧力、家族関係や隣人関係の緊張とフラストレーション、都市貴族の権力闘争、「お上」的支配に対する抵抗などと結びついて、暴力・紛争を発生させていた。都市住民はこのような諸要因から生じた紛争を解決するために、対抗暴力を用いたと考えることができ、中世後期のニュルンベルクにおける「闘争文化」の実態の一端が明らかにされる。

第3章では、都市参事会がこのような暴力にどのように対処し、都市内の平和を維持したかという問題が扱われる。都市参事会は、加害者を規律化し、排除することではなく、紛争当事者を和解に導くことによって、都市内の平和を回復することを目指した。そのため、都市参事会による裁判活動の重点は、紛争の仲裁・調停におかれた。また、都市住民は名誉という価値規範に強く影響を受けて行動したために、都市参事会はこのような住民の価値規範を十分に尊重して行動する必

要があった。しかし例えば、同時代のチューリヒ等と比較してみると、ニュルンベルクにおいては、暴力犯罪に対する刑罰的処罰の原則が広く浸透していたということを指摘することができる。ニュルンベルクにおいては、刑罰的処罰の原則に基づく都市参事会の仲裁・調停活動が、様々な抵抗あるいは限界にぶつかりつつも、「闘争文化」の社会に対して広く浸透していたという特徴が確認される。

第4章では、このような刑罰的処罰の原則がどのような過程を経て浸透したかという問題が扱われる。14世紀初頭以降、都市参事会は、発生した重大な暴力行為のみならず、暴力行為につながるような振る舞いをも刑罰の対象とし始めた。このような刑罰の対象の拡大は、刑罰的処罰の原則の拡大と密接に結びついていた。暴力に対する予防措置は、犯罪の一般的予防措置へとつながり、15世紀になるとあらゆる犯罪を未然に防ぐという観点から、職権による告訴が重要となる。

第5章では、このように都市内の平和の維持に都市参事会が果たす役割が、14世紀以降徐々に大きくなっていくのではあるが、しかしその一方で、都市参事会は依然として住民の協働に頼らなくてはならなかった実態を明らかにするとともに、その要因について検討される。都市内の平和は、自力救済的暴力とその仲裁を構成要素とする「闘争文化」を前提としつつ、都市参事会と都市市民の相互関係の中で維持・回復されたと考えることができる。すなわち、都市参事会は、都市住民の自律的な平和維持機能を監督し、場合によっては刑罰によってその機能を促進しようとした一方で、都市住民は、自らの和解形成機能を都市の司法システムを利用することによって強化しようとしており、この両者の相互関係の中で、都市内の平和が維持・回復されたのである。このような方法での平和維持・回復のプロセスを象徴的に示す出来事の一つが、恩赦の請願であった。都市参事会は一方向的に判決を下すのではなく、判決を下す前に、あるいは判決を下した後に、住民からの恩赦の請願を受け入れて減刑している。都市参事会は、都市住民との対話に柔軟に応じており、その意味において、ニュルンベルク都市参事会の都市支配の特徴を、「お上」的支配という言葉ではなく、「対話の中の支配」という言葉で示すほうが適切であると指摘する。

結語においては、従来指摘されている社会的規律化は、傾向としては確かに存在するが、しかしそれは都市参事会の意図として存在したにすぎないこと、むしろ実際には、「闘争文化」の自己調整機能が社会の前提となっており、司法がこの「闘争文化」を補完することによって、都市内の平和が図られていたことが指摘される。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 栗生澤 猛 夫
副 査 教 授 津 田 芳 郎
副 査 助 教 授 山 本 文 彦

学 位 論 文 題 名

中世後期ニュルンベルクにおける犯罪・刑罰・支配

本審査委員会は、平成13年12月14日に発足した後、4回の委員会を行い、論文の内容の検討および試問の内容・形式の検討を行うとともに、平成14年2月6日に口頭試問を行った。

中世後期・近世ヨーロッパ社会の中で、近代化の指標として「社会的規律化」が指摘され、多くの研究者によって受容されてきた。しかしながら近年、具体的な史料の分析および統計学的手法による大量のデータの分析を通じて、このような「社会的規律化」モデルに批判が生じ始めている。本論文は、このような最新の研究動向を的確に捉え、ニュルンベルクにおいて規律化以外の分野の存在とその重要性を指摘するとともに、規律化が統治機関(者)の意図のレベルにおいては存在しつつも、それが必ずしも現実化していない状況を具体的に示した点において評価することができる。単なる「社会的規律化」モデルの批判ではなく、意図と実態における複雑な関係性を指摘した点は、今後当該分野においても大いに注目されると思われる。とりわけ恩赦の請願という当該時代特有の紛争解決方法をわが国で初めて明らかにし、その実態を年代記の分析を通じて具体的に示し、研究史的な位置づけを行った点は、高く評価することができる。また、ニュルンベルク以外の都市史研究も広く参照しており、ニュルンベルクという一都市に限定されずに、今後、中世後期・近世ドイツにおける(都市)社会の分析に進む可能性を秘めた論文と評価することができる。

第1章においては、これまでの研究成果を的確にまとめ、その問題点を明らかにしている。このような問題点の上に、本論文の課題を設定しており、説得力を有している。

第2章では、近年広く使われ始めている「闘争文化」という概念を、ニュルンベルクにも当てはめることができるかどうかを検討し、暴力の形態とその背景にあった名誉の観念を明らかにしている。史料に即した叙述は、具体的で明快である。

第3章では、都市参事会の暴力事件への対応の仕方が分析され、仲裁・調停という点を明らかにするのみならず、その限界についても言及した点は評価することができる。近年の中世・近世の裁判機能の研究において、仲裁機能が重視されるが、その限界を指摘した点は、今後の研究において重要な指摘といえることができる。

第4章では、ニュルンベルクにおける刑事裁判権の発展の過程に触れているが、やや単調な叙述に終始し、法令の具体的な検討などもう少し具体的な検討が望まれる。

第5章は、本論文の中心的な分析の部分で、特に恩赦の請願の部分は高く評価される。年代記を分析しながら、現代とは異なる恩赦のあり方、特に判決が下る前の恩赦の存在、都市参事会から恩赦の誓願を住民に求める例など、具体的で説得力があった。

全体として、本論文は、下級裁判と都市追放刑・罰金刑の裁判記録および年代記を丹念に読解・整理し、14・15世紀のニュルンベルク社会を具体的に示すとともに、「社会的規律化」論をはじめニュルンベルク以外の多くの都市史研究等の関係文献を十分に参照した本格的な考察であり、その結論も十分に説得力を持つものである。ただ重罪事件を扱った流血裁判(高級裁判)記録を利用することができなかつた点、裁判以外の方法で紛争が解決されたことを示す史料にやや

欠けた点、利用することができた史料が年代的に短期間であり、同時に、史料相互の年代にやや相違があり、比較検討することができなかつたことは、改善すべき点として指摘されなければならない。また、「闘争文化」の重要な要因であつた、都市住民の名誉意識の分析が不十分であること、都市住民間の経済・社会的差異をあまり考慮しなかつたこと、他の都市研究において明らかにされた現象をやや不用意にニュルンベルクにも当てはめようとしている点など、考察面においてもいくつかの問題を指摘することができる。しかしながら本論文は全体として、当該分野における重要な業績であることは間違いなく、本審査委員会は全員一致で、池田利昭氏が博士(文学)の学位を受ける資格があるものと判定する。